



2023.6.1

No.24-68

<https://www.jfaiu.gr.jp>

EXPRESS

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163



国土交通省

航空局に対し「撮影罪」の周知・運用について要請！
～警察等の関係機関や事業者との連携を！～

機内盗撮・カスハラの根絶に向けて 第9弾

5月31日(水)、国土交通省航空局の平井 一彦(ひらい かずひこ)安全部長に対し、機内での盗撮を全国一律の基準で厳格に対処できる「撮影罪」が国会で審議されていることを踏まえ、法案成立時に客室乗務員が毅然と対応できるよう、航空局として旅客に対する周知徹底や、警察との連携強化を要請しました。

平井部長からは「客室乗務員は安全を守る重要な保安要員であり、その業務を妨げることがあってはならない。警察や事業者とも連携し、旅客への周知や法施行後の対応を検討したい。」との認識が示されました。今後も国会の審議状況を注視するとともに、確実な法案の成立とその後の適切な施行をめざして取り組みを進めていきます。



左から) 平井 航空局安全部長、内藤 航空連合会長、皆川 副事務局長



航空連合ビジョン

いつの時代も社会から必要とされ、働く仲間がやりがいを感じ、誇りをもって働ける産業